

遺伝資源のアクセスと利益配分の実情と課題

— 国際的動向からみた日本への示唆 —

森 岡 一 *

はじめに

遺伝資源を巡る国際問題は、地球環境の保全という国際的な運動のもと『気候変動に関する国際連合枠組条約¹⁾』とともに地球上の遺伝資源の保全を目指した『生物多様性条約²⁾』で合意に達した。生物多様性条約の第一条には三つの目的が規定されている。第一の目的は生物の多様性の保全である。第二の目的はその構成要素の持続可能な利用であり、第三の目的は遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。

遺伝資源は多くは資源国といわれる開発途上国に存在し、それを利用するのは利用国と呼ばれる先進国であるため、遺伝資源の保全にはいわゆる南北問題と呼ばれる資源国と利用国の間の経済格差問題が色濃く反映されている。資源国と利用国の間で遺伝資源を巡る対立の解決に向けた妥協点を見出すために、生物多様性条約の前文に『諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し』という文言が挿入された。遺伝資源にはそれが存在する国の主権的権利があるということになる。これは地球規模での環境保護という目的からかけ離れている。主権的権利の経済的効果として、第三の目的の利益の公正かつ衡平な配分が決められ、本条約に基づくさまざまなルールが作られることになったが、いまだに資源国と利用国が合意するようなルールができたわけではない。

本稿では、生物多様性条約における利益配分に関する国際政治と実務でのさまざまな議論を概観し、現在の状況と将来の方向性について論じる。さらに、私見であるが、利用国の産業界への実務的な提案として、利用と利益配分の新しい仕組みを提案する。

遺伝資源を巡る世界のルールの変遷

生物多様性条約の第三目的である遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対す

編集部注* 一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム JBIC 研究所長（当時） 本稿は、平成24年6月9日に開催された第104回特別研究会の報告原稿に、加筆修正したものである。

1) 外務省：『気候変動に関する国際連合枠組条約』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/clm_cnv.html

2) 外務省：『生物多様性条約』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

る議論は、本条約の発効後、資源国と利用国の間で議論されてきた。ここで注意したいのは、本条約の加盟国は2012年2月現在192カ国と欧州連合となっているが、大部分は資源国である点である。利用国は日本、欧州であり、そのほかに資源国と利用国の両方の性格を持つカナダとオーストラリアがある。最大の利用国である米国は加盟していない。国際条約の議論の中で、圧倒的な数の資源国と少数の利用国の間の議論は、多数派の資源国の賛成を得られない限り合意に達するのは困難である。利益配分に関する問題は現在も続いており、多数派資源国の要求がますます先鋭化・拡大傾向になっている。

遺伝資源を巡る問題は経済問題として資源国は取り上げ、多くの国際フォーラムに議論を拡大している。国連機関である世界知的所有権機関（WIPO）³⁾では、遺伝資源に関連する発明特許にその遺伝資源の出所開示を求める取組みと、遺伝資源に関連する伝統的知識の取り扱いについて各政府間で協議が継続している。世界保健機構（WHO）⁴⁾では、インドネシアの高病原性 H5N1 型鳥インフルエンザウイルス標本を WHO 世界インフルエンザサーベイランスおよびレスポンスシステム（GISRS）に提供することをインドネシアが2007年以来拒み続けている問題があり、WHO 世界インフルエンザサーベイランスおよびレスポンスシステム（GISRS）のルールの見直しに発展した。インドネシアの主張は、インドネシアで分離された高病原性 H5N1 型鳥インフルエンザウイルスにはインドネシアの主権の権利が及ぶとする生物多様性条約を根拠とするものであった⁵⁾。植物新品種保護国際同盟（UPOV）⁶⁾では、農業用遺伝資源について国際的な取り決めである『植物の新品種の保護に関する国際条約⁷⁾』とその一部である『食料農業植物遺伝資源条約（ITPGR-FA）⁸⁾』が有効であるが、その中で農業用遺伝資源へのアクセスと利益配分について議論がなされ、有効なメカニズムが構築された。国際貿易機関（WTO）⁹⁾では、遺伝資源と知的財産の間で先鋭的な議論が繰り返されている。これは利用国が主張する資源国での知的財産権保護と、資源国が主張する遺伝資源の利益配分が対立する問題であるからである。資源国は、先進国側に傾いた WTO を資源国側に有利なように変更したいという意思が非常に強いことが原因である。生物多様性条約に加盟していない米国が WTO を主導していることが、資源国にとって不利

3) 世界知的所有権機関：World Intellectual Property Organization：WIPO と略、<http://www.wipo.int/about-wipo/en/>

4) 世界保健機構：World Health Organization: WHO と略；<http://www.who.int/en/>

5) 森岡一：『インドネシアの高病原性鳥インフルエンザウイルス標本提供拒否問題が提起している課題』、*知財ふりぞむ*、5（57）、2007/6、森岡一：『H5N1型鳥インフルエンザウイルスに対する私有権と公共の利益』、*知財ふりぞむ*、7（78）、2009。

6) 植物新品種保護国際同盟：Union internationale pour la protection des obtentions végétales：UPOV と略；<http://www.upov.int/portal/index.html.en>

7) 植物の新品種の保護に関する国際条約：INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE PROTECTION OF NEW VARIETIES OF PLANTS of December 2, 1961, as Revised at Geneva on November 10, 1972, on October 23, 1978, and on March 19, 1991. <http://www.upov.int/upovlex/en/conventions/1991/act1991.html>

8) 食料農業植物遺伝資源条約：The International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR-FA と略；<http://www.planttreaty.org/content/texts-treaty-official-versions>

9) 国際貿易機関：World Trade Organization：WTO と略；<http://www.wto.org/>

と感じさせているのが遠因となっている。国際フォーラムでの問題の中心は南北問題であるため、ますます拡大するのみであり、解決への道筋は見えてこない。先進国は、遺伝資源は公共の共有財産であると考えているが、資源国は遺伝資源に資源国の主権的権利があると考えている。先進国は、知的財産権は技術に対する経済的保護であると考えているが、資源国は、伝統的知識等は新たな経済的権利であるとして譲らない。先進国は、知的財産権の保護・法執行の強化を資源国に求めているが、資源国は、技術の保護強化には徹底的に抵抗し、強制実施権の発動で対抗しようとしている。

生物多様性条約の第八条第j項で伝統的知識に関する利益配分が示されている。しかし、伝統的知識は知的財産に関連する事項であると考えられているので、知的財産を取り扱う国際的機関であるWIPOで議論しなければならないし、WIPOで決めた取り決めと生物多様性条約の取り決めが一致していなければ混乱を招くことになる。しかし、両フォーラムの考え方や加盟国勢力が異なることから、両フォーラムの意見がかならずしも一致するとは限らない。米国は生物多様性条約には加盟していないが、WIPOでは中心的役割を担っている。

フォーラム間での意見の不一致現象が多く、フォーラム内で問題を起しており、なかなか合意に至らない状況となっている。多数決あるいは全員一致で決めるこれらのフォーラムでは、強いリーダーシップがないため、各国の意向をすべて盛り込んだ奇妙な条文案が作成されることがたびたび見られる。このような状況を改善するために多くの努力がなされているが、その多くは、利害あるいは意見の一致した国が新たなフォーラムを創るという傾向にある。

しかし、既存のフォーラムとの調整がますます困難になることは明らかであり、このような状況は今後も続くと考えられる。新たな考え方に基づく取組みが求められている。解決するための基本精神はWIN-WINであると強く主張したい。単なる合意のための妥協ではなく、目的に向かうお互いの共通認識と熱意が根底になければならない。国際フォーラムはますます複雑、多様化する傾向が強く、この基本精神の下で各条約間の調整を行わなければ前進はない。

ボン・ガイドラインと名古屋議定書

このような国際フォーラムでの混乱が続いていて、生物多様性条約内でも利益配分を巡る資源国と利用国との論争は現在に至っても続いている。各条約の枠組み内では、条約に書かれている課題を解決するため、多くの下部専門委員会が構成され、各国代表の専門家が議論を続けるのが通常のスタイルである。そして定期的に関開かれる締約国会議（COP）にさまざまな案が提案され、議決される。利益配分に関する議論もCOP 4（1998年）から始まり、アクセスと利益配分に関する作業部会がCOP 5（2000年）で設置され、ようやくCOP 6（2002年）でボン・ガイドライン¹⁰⁾という形を得て採択された。利益配分に関する実行性あるルールができたのは、条約締結か

10) 一般財団法人バイオインダストリー協会；『ボン・ガイドライン』、http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/6_resolution/guideline.pdf。

ら10年の月日が流れたことになる。当然、その10年間はルールがないため、混乱があったことは容易に想像できる。ボン・ガイドラインは、遺伝資源へのアクセスと利益配分について当事者間相互に合意する条件を契約書としてまとめるためのガイドラインである。このガイドラインは当事者間の任意によるものなので、法的強制力を持たない。一方の当事者として、資源国の政府機関は、アクセスと利益配分に対する対応窓口を設置し、国内法や施行則を定めることが求められている。もう一方の当事者である利用国の利用者は、事前の情報に基づき資源国の関係者および政府に同意を得なければならない。これを事前同意 (PIC)¹¹⁾ という。その後、当事者間の契約交渉がまとめれば、相互合意に基づき契約等を締結し、利益配分の方法を決定する。この段階を相互に合意する条件 (MAT)¹²⁾ という。

ボン・ガイドラインが合意され実行段階に入ったにもかかわらず、資源国の中にボン・ガイドラインは法的強制力を持たないため、利用者が契約通り実行しているかどうか分からないという不満が高まった。利用国側は一貫してボン・ガイドラインの実行を優先することを主張したが、多勢な資源国の主張に押し切られ、ボン・ガイドラインの実行途中から、強制力のある新しいルールの作成を検討することになり、第10回締約国会議 (COP10) に議決する予定が決定された。専門委員会が構成され、そこで議論がCOP10直前までなされた。しかし、両サイドの主張に歩み寄りではなく合意は困難という予想であったが、議長国の努力により、2010年10月『生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書』¹³⁾ (いわゆる名古屋議定書) が採択された。名古屋議定書の主な論点と結論は次のようになっている。

遺伝資源と派生物については、資源国は遺伝資源の利用によって生じる派生物も利益配分の対象とするよう要求しているが、生物多様性条約の文言では遺伝資源の利用から生じる利益となっているため、議定書では第二条で派生物が限定された¹⁴⁾。利用国のチェックポイントについては、資源国は、利用国での遺伝資源の利用状況をモニターする措置を取ることを要求しており、一つ以上のチェックポイントを指定し、必要な措置を取るようになった。ただし、利用国が反対していた特許申請時の出所開示などの具体的チェックポイントは示されなかった¹⁵⁾。遡及適用につい

11) 遺伝資源へのアクセスには、遺伝資源を提供する契約締結当事者による、情報提供に基づく事前同意 (Prior Informed Consent : PIC と略) が前提条件である。

12) 相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms : MAT と略) ; 当該遺伝資源の提供者と利用者の双方の合意に基づいて行われなければならない。具体的には、資源提供国の法令と当事者間の契約によって定められる。

13) 外務省 : 『生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_72.html。

14) 第二条 : 派生物 ; “Derivative” means a naturally occurring biochemical compound resulting from the genetic expression or metabolism of biological or genetic resources, even if it does not contain functional units of heredity と定義された。

15) 第十三条 : チェックポイント : “To support compliance, each Party shall take measures, as appropriate, to monitor and to enhance transparency about the utilization of genetic resources. Such measures shall include: (a) The designation of one or more checkpoints, (以下省略)” となった。

ては、資源国は生物多様性条約発効以前に取得された遺伝資源や、出所のわからない遺伝資源にも名古屋議定書を適用すべきであると主張した。アフリカグループが強く主張し、大航海時代あるいは植民地時代に資源国から欧州に持ちこまれた遺伝資源の取り扱いを明確にしたいという要求がある。しかし、国際条約では条約発効以前には条約を適用しないので、議定書には遡及適応は盛り込まなかったが、地球規模の多国間利益配分メカニズムを検討することで妥協した。地球規模の多国間利益配分の仕組みについては、議論されないまま議定書の第十条¹⁶⁾に盛り込まれ、今後具体化するために『名古屋議定書の政府間委員会（ICNP）』が設置された。多国間利益配分の仕組みについては、すでに『食料農業植物遺伝資源条約（ITPGR-FA）』の中で利益配分メカニズムの一つとして規定され実施されている。このメカニズムを生物多様性条約にも適用し、出所がわからない遺伝資源についてこの多国間利益配分の仕組みを適用しようという考え方がある。今後『名古屋議定書の政府間委員会』の中で議論されていくものと思われる。

資源国での生物多様性法の制定と運用状況

生物多様性条約に書かれている利益配分に関する主な条項は第十五条であり、そこでは、遺伝資源に関する資源国の主権的権利、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、遺伝資源を取得する際には、相手国から事前同意（PIC）の取得などが規定されている。この条文を読む限り、遺伝資源を資源国から自由な持ち出しは禁止されていると理解される。しかし、生物多様性条約の利益配分を実効ある具体的なものにするのは、各国の関連国内法にゆだねられていることを忘れてはならない。つまり、各国は条約の決まりを外れない限り、国内の経済事情と利益配分への利害関係者の要求に従って国内法を制定し、規則を定めて運用することができる。

各国が自国内の生物多様性法を制定するには困難であり、現に国内生物多様性法を定めている国はまだまだ少ない。生物多様性法は遺伝資源を巡る幅広い分野をカバーしているため、国内の政治・経済状況によって多くの利害関係者がある。例えば日本も国内法の制定の動きはあるが、遺伝資源を巡る各省の関係は複雑である。『カルタヘナ議定書¹⁷⁾』に基づく日本の『カルタヘナ法¹⁸⁾』によって、学術探索研究は文部科学省、農業作物、園芸関連は農林水産省、医薬品、健康

16) 第十条：地球規模の多国間利益配分の仕組み：締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。この仕組みを通じて遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者が配分する利益は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を地球規模で支援するために用いる。

17) 外務省；カルタヘナ議定書：生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書：Cartagena Protocol on Biosafety、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyoyoyaku/cartagena.html>。

18) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律：平成十五年六月十八日法律第九十七号；http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=5&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H15HO097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

食品あるいは化粧品関連は厚生労働省、その他の遺伝資源産業は経済産業省、環境保護については環境省がそれぞれ所轄している。更に、遺伝資源に関連する伝統的知識は知的財産を扱う特許庁の所轄かもしれないが、現行の知的財産関連法にそぐわない面が伝統的知識にはあり、むりやり知的財産関連法で規制することは困難である。政治の面ならず経済面あるいは一般の常識面からも、多くの問題がある。最近の環境保護運動は高まり、遺伝資源を巡る施策にも多くの意見が寄せられる。国内の少数民族の意向を無視することもできない。農業を始め多くの遺伝資源を扱う経済活動を阻害するようなこともできない。これらの各界からの意見を集約し、生物多様性条約の精神を基本とした国内法を制定することは至難のことであると考えられる。

いくつかの国で生物多様性条約に基づく国内法を制定している国があるので、それらを概観し、現状と課題を明らかにしたい。インドでは2002年にインド生物多様性法(Biological Diversity Act)¹⁹⁾が成立し、その運用を行なう組織として生物多様性局(National Biodiversity Authority : NBA)²⁰⁾が国、地方政府、自治体レベルで作られ、運用規則に基づいて活動している。インドの生物多様性法の詳しい内容は省略するが、特徴として、外国人等が参加している組織はNBAによる事前の承認なしには生物多様性に関連する活動を行うことはできないという内外格差がある。また、インド原産またはインドから取得された生物資源に関する研究結果を、NBAの事前の承認なく上記の人や組織に移転することが禁じられる。したがって、学術研究で、研究サンプルを国外の共同研究機関に持ち出すことは厳禁であり、研究の停滞を招く。インドから得られた遺伝資源に関する発明について、インド内外での知的財産権を申請する者は、すべてNBAの事前の承認を得ることが要求される。このように遺伝資源探索をインドで行なうには、相当厳しい条件をクリアする必要がある。また、国内法が制定されて日が浅いこともあり、さまざまな利害関係により、運用が一致しない場合がある。その典型的な例がコモディティ例外の取り扱いである。インドでは国内の農業経済を重視して、農作物をコモディティと規定し、インド生物多様性法の例外として取り扱っている。しかし、コモディティの分類があいまいなため、運用が異なることがある。最近の例では、米国 Monsanto とその関連会社が、インド生物多様性法に基づき提訴される事件²¹⁾がある。Monsanto のインド子会社 Maharashtra Hybrid Company (Mahyco) が、インド学術研究所と共同で、在来種なすびに Bt 遺伝子組換え実験を行うことになった。しかし、NBA が違法な遺伝資源へのアクセス、あるいは在来種はコモディティではないとして、Monsanto とその関連会社を生物多様性法違反で提訴した。Monsanto の遺伝子組換え技術はフリーで供与され、インド研究所の自由意思で実施することができる。あくまで学術研究であり商用目的はないと考えて、NBA への届出をしなかった。この点をインド生物多様性法違反とされたと思われる。また在来種なすびはコモディティではないとする見解も Monsanto 側の主張とは反する考え方である。こ

19) India; "THE BIOLOGICAL DIVERSITY ACT, 2002 No. 18 OF 2003", February 5, 2003, <http://www.genecampaign.org/home/Biological%20Diversity%20Act%202002.pdf>

20) National Biodiversity Authority:NBA と略; <http://nbaindia.org/>

21) Lucas Laursen; "Monsanto to face biopiracy charges in India", *Nature Biotechnology*, **30**, 11, (2012), [doi:10.1038/nbt0112-11](https://doi.org/10.1038/nbt0112-11)

の事件の背景は、インド政府あるいは農業界の Monsanto 遺伝子組み換え作物技術およびその遺伝子組換え種子が広まるのを懸念したことが、大きな動機であったことは容易に推測できる。

ブラジルの正式な生物多様性法はないが、現在運用されているのに『遺伝財産、関連する伝統的知識および技術移転に関する暫定措置条例(暫定措置条例No. 2.186-16/1号)』²²⁾がある。正式の生物多様性法の法案として『ブラジル生物多様性法案 DF, CEP 70.150-900』²³⁾が検討されている。暫定措置条例 No. 2.186-16/1号の特徴は、利益配分として、契約当事者間で公正かつ衡平な利益配分がされるが、連邦政府が当事者でない場合でも、連邦政府に確実な利益配分がなされなければならないとされている。その利益配分の構成要件には、利益配分の定義、ロイヤリティの支払い、技術へのアクセスと移転、製品あるいはサービスの無制限ライセンス、人的資源の訓練・研修等がある。本暫定措置令に従わなかった場合、製品あるいはサービスが知的財産によって保護されているかいかにかかわらず、その販売総額あるいはライセンス契約収入の20%相当の賠償金を支払わなければならない。一方の契約当事者は、公共地あるいは私有地所持者、原住民社会あるいは原住民組織の代表者であり、他方はアクセスが認められたブラジル国内機関である。外国からの直接アクセスは認められないと内外格差を設けている。特許出願には出所開示義務がある。特許権の付与は、本暫定条例と規則の遵守を条件とし、違反する場合は認められない。また、遺伝資源に関連する伝統的知識の出所を特定することも必要である。

このようにブラジルの生物多様性関連法は、ブラジル国外からアクセスするに、非常に厳しい条件を設定しているといえる。特に、ブラジルのアマゾンで行なわれる学術探索研究に厳しい目で監視している。そのため、ブラジルは生物の多様性に最も富んだ国であるにも関わらず、生物の分類すら進んでいない学術研究が停滞した状況にある。アマゾンで採取した新種の植物の遺伝子解析を計画したブラジルの研究機関が、植物サンプルを欧州の共同研究機関に送ろうとしたが、当局によって差し止めになった事例もある。象徴的な事件は Marc van Roosmalen の逮捕である²⁴⁾。Roosmalen はアマゾンの霊長類研究者であり、20年間アマゾンで研究し、7種の新種のサルを発見した。しかし、当局はブラジル生物多様性関連法の違反で Roosmalen を逮捕し監禁した。その後、国際的な学会等の圧力運動により釈放された。その時 Roosmalen が受けた判決は、許可なく動物保持、飼育、窃盗した罪であり、刑罰は15年9ヶ月の拘禁刑、約8万ドルの罰金であった。しかし、この事件の背景には森林開発業者の圧力があつたとうわさされている。開発計画中の森林に新種の霊長類が見つかり、その森林開発が延期あるいは中止しなければならなくなる

22) BRAZIL; "PROVISIONAL MEASURE No. 2.186-16 OF AUGUST 23, 2001", <http://www.grain.org/brl/?docid=850&lawid=1768>

23) BRAZIL; "Brazilian Draft Bill of Law Covering the Collection of Biological Material, Remittance and Transport of Biological Material, Access to and Protection of the Associated Traditional Knowledge and Rights of Farmers and the Sharing of Benefits DF, CEP 70.150-900", http://www.uslaw.com/library/Patent_Law/Brazilian_Government_Published_Bill_BioprospectingBiopiracy.php?item=52931

24) Evan Ratliff; "Why Does This Prominent Amazon Researcher Face 14 Years in Prison for Biopiracy?", WIRED MAGAZINE: 16.06, May 19 2008, http://www.wired.com/science/planetearth/magazine/16-06/mf_monkeybusiness?currentPage=all.

ことを恐れたためである。このように、利害関係が相反すると、力の強い開発側が弱い探索研究側を押さえつける例として Roosmalen 事件は象徴的であると考えられ、開発と研究の調和が必要なことを示唆している。

遺伝資源の実際の産業利用状況とそこから見える課題

このような生物多様性条約を巡る政治的な南北対立にもかかわらず、日本の産業界では、古くから遺伝資源の利用探索研究を続けている。微生物や植物から有用な医薬品を見出した医薬品業界では成果を上げている。土壌から単離した微生物の培養物から抗生物質や抗がん剤を見出す研究が60年代から日本の製薬業界で盛んに行なわれている。この微生物探索は、いまでもいくつかの日本の医薬品会社は継続しており、日本のみならず海外にまでサンプルとなる土壌等を求めて活動を拡大している。また、海外の農産物を改良・利用することは古くから行われており、多くの外来品種が存在する。現在では、多くの農作物を改良するために海外から野生種等の遺伝資源を導入し、新品種の開発に用いることも盛んである。資源国の伝統的知識に基づく健康食品素材を探索する研究活動も盛んである。

しかし、産業によって経済的事情が異なるため、遺伝資源の利用の仕方や利益配分の考え方はそれぞれ異なるのが実情である。それをまとめたのが図1となる。

重要な点は、遺伝資源にアクセスする量が大きく異なる点であり、大量に継続的に必要とする化粧品素材や健康食品素材の分野が遺伝資源の利用産業としては一番大きいといえる。その中でも、健康食品素材の分野では伝統的知識と深く結びついており、また資源国内での流通、消費と重複する場合があります。輸出によって資源国内での供給が少なくなり、価格高騰する問題は資源国

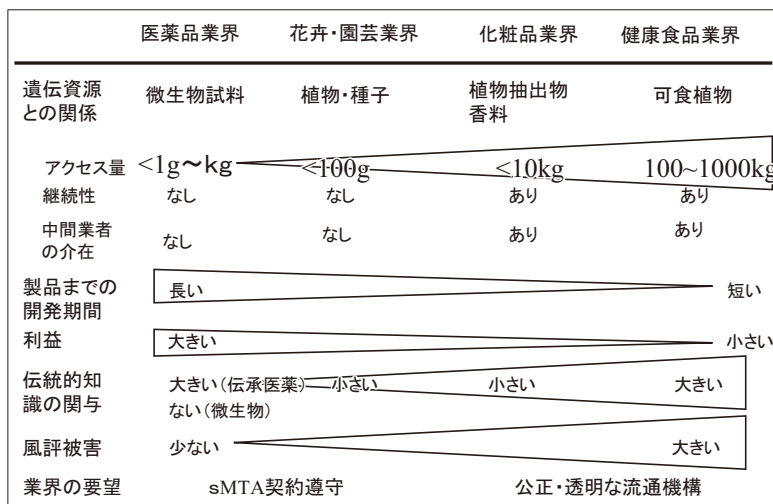


図1 産業セクター別遺伝資源利用ビジネスの実情

内での風評に発展しやすい。本図から明らかなように、産業分野によって利用あるいは利益形態が異なるので、問題の所在も当然異なる。共通していえるのは、社会的責任は厳守し、資源国の法律は遵守することである。伝統的知識の関与は、微生物探索を行なう医薬品業界では全くないが、可食物を扱う食品・健康食品業界では決定的な意味を持つことを強調しておきたい。つまり、伝統的知識の取り扱いをWIN-WINの精神で行なうことが健康食品関連業界の成功のキーとなる。

このように産業によって遺伝資源の利用形態が異なるので、利益配分に対する産業界の考え方、問題意識もさまざまである。医薬品会社は、ライセンスという制度になじみがあるため、遺伝資源利用に対する利益配分もライセンスにおけるロイヤリティを支払うのと同様の感覚を持っており、利益配分に大きな違和感はない。いままで、医薬品用微生物探索を批判した資源国内での運動は見られない。微生物は一度採取、分離されると、資源国とは関係のないところで研究開発・生産が進むからである。しかし、資源国では、医薬品は高収益企業とみなされているので、利益配分への期待は高く、それが裏切られたときの失望感も高い。

一方、化粧品素材や健康食品素材の産業分野にはいくつかの特殊性があり、合理的な契約の形成が困難である。化粧品素材、農産物、健康食品素材は、その原料である遺伝資源を資源国から金銭的決済で購入しているため、利用企業からすればすでに利益配分は済んでいるとの感覚を持っている。資源国の権利を認めたとしても、すでに消尽しているとの考え方もある。更に複雑なのは、資源国からの遺伝資源輸入経路は、多種多様であり何段階にも渡って受け渡されているため、最終的な利用を行なう企業は資源国のアクセスポイントを全く知らないという状況が生まれる。そのため、利用企業が最終製品を作り販売し利益を得たとしても、どこにどれだけ利益配分するのかわからないという状況になる。遺伝資源収集業者は多数の国にまたがって収集している可能性もあるし、そもそも収集業者はその収集先を教えることはない。つまり、事前の情報に基づく同意の取得が不可能な状況がビジネス形態として普通のことである。資源国関係者が、食品や化粧品分野が利益配分に関して一般的にローリスク/ローリターンであることを理解していないことも悩ましい問題である。医薬品なみの利益配分を要求されても、食品や化粧品分野業界の常識を越え、ビジネス的に不可能であることは、なかなか資源国に理解してもらえない。資源国内での農産物供給とのバランスも考慮しなければならない。資源国では生産システムが不備な遺伝資源を急に利用国で大量に利用されると、資源国で遺伝資源の乱獲が起り、枯渇のみならず食料危機・経済危機へ発展しかねない。つまり、利用国で利用するには資源国の生産システムの構築が必須となる。生産システムの構築は、資源国に雇用促進を及ぼすので、一種の非金銭的利益配分ということができる。

資源国等のネガティブキャンペーンのターゲットになりやすいのは、生活関連品を製造販売する食品業界である。これは資源国との関係が深く、遺伝資源の利用国での利用が資源国の農業経済に大きく影響するからである。資源国でも製品販売を行なっている企業があると、ネガティブキャンペーンが風評被害を生み、資源国での不買運動につながるという危険性を秘めている。したがって、これを防止するには、利用企業の社会的責任における遵法精神と資源国でのさまざまな活動が必要となってくる。

健康食品や化粧品ของบริษัทは、生物多様性条約のアクセスと利益配分について、資源国の規制は今後ますます強化されるだろうと考えている。しかし、これらの業界の現状は厳しい。小規模な健康食品会社は遺伝資源探索までの余裕がないうえ、アクセスと利益配分の法規制に対応できる社内人材を持っていない。中程度の規模を持つ健康食品関連会社の中には、新しい遺伝資源探索に意欲的なところもあるが、アクセスと利益配分に関する契約には経験がなく、探索を躊躇せざるを得ないのが現状である。これらの現状の問題を打開すれば、積極的な遺伝資源探索事業は可能となり、生物多様性条約の第二の目的である持続的な利用が達成できるものと考えている。

産業利用における遺伝資源アクセスと利益配分の考え方

健康食品や化粧品の素材を扱う中小企業は、資源国との相互理解と信頼に基づき、国際的取決めに従って、アクセスと利益配分問題の解決を行なうべきである。そのための方法として、解決に経験のある専門家集団を組織するのが効率的であると主張したい。アクセスと利益配分について、遺伝資源へのアクセスなくして利益配分はないという視点と、生物多様性条約のアクセスと利益配分問題は当事者がWIN-WINの精神を持って誠実に交渉するという視点が必要であると考えられる。至極当然のようにみえるが、これらを実践することは相当な努力を要する。なるべく自社に有利なような考え方で望めば、合意に達することは困難であろう。

利益に関する詳細なデータは利用者側にしかなく、資源国は一方的に知らされるだけでそれを確認するすべはない。したがって、利用者に対する信頼感が醸成されていないと、利益配分を公正かつ衡平に行なうことは困難になる。利益配分の考え方は、利用側のビジネス事情により異なることを資源国によく説明し、理解をしてもらうことが信頼感を獲得する最も重要な活動である。医薬品なみの利益配分を健康食品に求められても不可能であることを理解してもらわなければならない。

実際の遺伝資源アクセス契約にみる利益配分の事例

遺伝資源を利用するビジネス形態、特に原料である遺伝資源との関連で分類し、利益配分のあり方について考察する。ここでは、遺伝資源の国境間の移動の形態によって三つに分類する。第一のビジネスタイプは、遺伝資源の定常的な移動を伴わない産業である。一旦遺伝資源標本が得られれば、永続的な資源国との関わりがない。これには、微生物から医薬品化合物の探索や花卉・種苗が主な産業である。両業種は開発期間や利益率に大きな差があるが、遺伝資源は定常的に移動を伴わないので、利益配分についてアクセス許可料的性格の一時金と売上利益に対するロイヤリティを基本とする契約形態で対応できる。第二のビジネスタイプは、遺伝資源の定常的な移動を伴う産業で、主に食品・健康食品素材、化粧品素材、漢方生薬などが主な産業である。これらの業界では、第一のビジネスタイプで行なわれるライセンス形式の利益配分契約では不備である。なぜなら、これらの業界では、原料の購入は金銭取引で決済済みであり、利用者側は利益配分の

二重払いができないと考えているからである。もう一つの大きな理由は、遺伝資源を安定して国境移動させるには、自然界からの採取では限度があり、人為的な生産体制の確立が将来的に必要であるからである。したがって、定常的な国境移動を伴う業界においては、ライセンス形式と異なるより複雑な利益配分システムを組み込んだ新しい契約が必要とる。第三番目はビジネスではなく学術探索研究の場合である。学術探索研究で利益配分を考慮することは困難である。利用国の学術研究者は、商売より論文発表が第一と考え、ビジネス計画は通常持っていない。しかし、学術研究成果として特許が得られた場合あるいはバイオベンチャーを設立した場合などは、ビジネスに直結し、特許権のライセンスによって直ちに利益がでる可能性があることを契約に入れる必要があるだろう。資源国では学術研究を商用研究と区別して考えることは通常行なわない。むしろ学術研究の成果が、商用研究と同様の利益が出ていると考えることが多い。

ここで、実際にどのような契約が行われ、利益配分が合意されているか、いくつかの典型的な事例を紹介する。第一のビジネスタイプである医薬・健康食品関連で行なわれたロイヤリティ形式の利益配分の例として、南アフリカのHoodiaが典型的な契約を行った²⁵⁾のがよく研究されている。サボテンHoodia gordoniaを食すると食欲が減退するというのが、南アフリカ共和国の砂漠地帯の原住民San族の伝統的知識であった。このHoodiaの活性成分を追究する研究が、南アフリカ共和国研究機関Council for Scientific and Industrial Research (CSIR と略)で行なわれ、有効成分を発見した。CSIRはHoodiaの有効成分に関する特許をとり、特許ライセンスにより一時金を得ている。その後ライセンス先が開発を断念したため、他社に再ライセンスし、健康食品として現在開発中と報告されている。本Hoodiaを巡る問題は、CSIRと原住民San族の間での利益配分である。さまざまな議論が行なわれ、CSIRは原住民団体であるSA San CouncilとMOUを締結し、利益配分契約を締結した。利益配分契約の特徴は、利益配分をSan族の個人に直接するのではなく、San族が組織した信託組織に配分することになっていることである。資源国内での利益配分の仕組みを信託組織という形態を構築したことは、今後の資源国内での利益配分に参考になる。San族は南アフリカ共和国のみならず周辺のボツワナ、ナミビア、アンゴラにも分布しているが、それらの国に住むSan族にも金銭的利益配分の恩恵を受ける権利を与えたことは、伝統的知識の利益配分の考え方として画期的であるといえる。

食品関連では稀であるが、ロイヤリティ形式の利益配分を行なった例として、エチオピアのTeff契約がある。エチオピアの主要な伝統的穀物であるTeffにアクセスするため、オランダの健康食品会社はエチオピア政府系団体(IBCと略)と10年間のアクセスと利益配分契約を締結した。契約内容によると、利益配分として一時金を2007年+2008年+2009年の総純利益の平均の1%と決め、すでに430万ユーロを支払っている。ロイヤリティは、オランダの会社が開発したTeff新品種の種子を売った場合、その利益の30%となる。更にTeff関連製品の正味利益の5%(最低利益配分として2万ユーロ/年)をTeffの保護のための基金に寄付することになっている。食品業界

25) 森岡 一：『アフリカ諸国の開示した契約にみる植物遺伝資源へのアクセスと利益配分の考え方』、AIPPI 53 (11)、705-714、2008。

としては異例のライセンス契約を行った理由は、契約によりエチオピアのTeffへのアクセス権の独占を狙ったためである。実際の契約では、エチオピアのTeffはすべてオランダの会社に独占的供給することになっており、他の会社が同じような製品を作るためにエチオピアのTeffにアクセスしてもエチオピア政府は許可しないことになっている。Teffのアクセスと利益配分契約は公共性の強い遺伝資源に独占権を与えることから、問題であると考えられる。実務的には、利用国の一企業に独占権を与えた場合、その遺伝資源の運命は、その一企業の経済的事情に強く影響される。成功し市場に出れば両者とも満足であるが、失敗した場合全くなにも資源国には利益配分は入らないという危険性があるからである。

第二のビジネスタイプである遺伝資源の定常的移動を伴う産業では、原料購入に伴う利益配分を行なっているとの認識が強いという点と永続的に資源国と原料の安定的供給が必要という特徴がある。実際の産業では、天然香料成分を野生あるいは栽培の植物抽出物に求める化粧品素材分野と、農産物+伝統的知識が必須である健康食品素材分野がある。この業界で利益配分を実施するのに、新たな配分メカニズムの考案が必要である。アクセスと利益配分契約を困難にしているのに二つの原因が考えられる。すなわち、利用者が遺伝資源はアクセス時点で原料購入として金銭決済しており、ロイヤリティを払う感覚がないことである。もう一つは、原料流通経路が複雑で、誰が誰に利益配分するか決定することが困難である点である。化粧品素材あるいは健康食品素材の入手経路をまとめたのが図2である。複雑で多数の入手経路があるため、それぞれで利益配分を考慮した契約を結んだとしても、実効性は低いと思われる。アクセスと利益配分を適切に行なうためには、これらの複雑で多数の入手経路を包括した組織体が必要ではないかと考える。

実際、化粧品素材業界の中で、新しいアクセスと利益配分の仕組みを作ろうという運動が起こっている。フランスの化粧品素材取引業者であるAldiviaは、アフリカの遺伝資源供給組織である

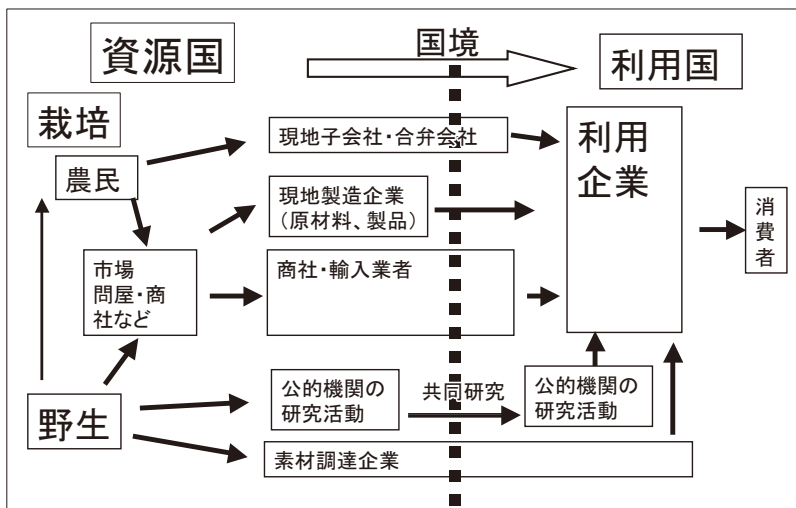


図2 化粧品素材・健康食品素材の入手経路

PhytoTrade Africa などとともに Union for Ethical BioTrade (UEBT) を組織した²⁶⁾。本団体の目的は、生物多様性条約を尊重した遺伝資源の貿易、商取引を推進し、消費者へのプロモーション活動を行なうことである。重要な活動は、メンバー企業の持続可能な遺伝資源の利用促進と資源国の経済的発展を援助することに向けられている。

一部の農業用遺伝資源の取引は、生物多様性条約と異なる食料農業植物遺伝資源国際条約 (ITPGR-FA) によって規制されている。ITPGR-FA とは、ジーンバンク等の遺伝資源保有機関が保有する特定作物35種へのアクセスに関する条約である。植物園等の保存植物を利用する種苗・花卉業界では受け入れやすい制度であるといえる。農業用遺伝資源を利用する健康食品・食品業界でも、自社で農業用遺伝資源を栽培し利用する場合に利用できる。

ITPGR-FA では既に利益配分システムとして、多国間利益配分であるマルチラテラルシステム (MLS) という制度が実行されている。MLS の特徴は、一国の主権的権利を越えた制度で、利益配分を国際連合食糧農業機関の特定組織にプールすることである。そこから公共性の高い事業の資金として分配されている。そのために、農業用遺伝資源の利用者は標準試料移転同意書 (sMTA) を結ぶ必要がある。農業用遺伝資源関連品が販売された場合、売上から30%引いた額の1.1%を利益配分することになっている。日本は ITPGR-FA に加盟していないので、日本の保有する農業用遺伝資源についてこの MLS を用いることは困難である。

このように第二のビジネスモデルでは第一のモデルより複雑になっており、単なるライセンス契約だけでは利益配分問題は解決しない。さらに、遺伝資源に関連する伝統的知識問題も解決する必要があるし、素材原料供給問題も相互契約の中に盛り込まなければならない。資源国と利用者の両者が参加する共同の第三者組織を形成し、その中で諸問題を解決していくメカニズムが実行可能であると考えられる。化粧品素材業界で行なわれている Union for Ethical BioTrade や食品業界で広まっている Fairtrade²⁷⁾ などが今後の方向性を示していると思う。

学術研究における利益配分

第三番目は学術研究の場合である。学術研究の目的として、資源国の遺伝資源探索研究を行っている学術研究者は多い。特に新規な化合物を単離同定し、その作用を調べる薬学的研究や農学的研究は多数論文として発表されている。資源国の伝統的知識を基に、甘味物質を多数発見した栗原らの研究²⁸⁾ は有名である。

学術探索研究の最終目的は新発見とその結果の論文発表であり、産業化の意識は低い。そのため、研究者単独あるいは大学が、資源国とアクセスと利益配分のための契約をする際は、あまり真剣に利益配分について考慮することは少ないと推測する。しかし、現実には大学には産学連携

26) 森岡 一：『化粧品業界の生物遺伝資源利用とその課題』、バイオインダストリー、26 (9)、64-71、2009。

27) 森岡 一：『農産物の認証制度とその利益配分の考え方 Fairtrade labeling コーヒーを中心に』、知財ぶりずむ、6 (68)、16-26、2008/5。

28) 栗原 堅三：『味と香りの話』、岩波新書、1998。

本部も設置され、特許出願や産業への応用を考えている。これは、特許権のライセンスによる収入を期待しているからである。この入口と出口のギャップを埋める努力をしない限り、問題解決にはならない。一方、当事者の共同研究相手である資源国は、学術研究であっても利益配分に関しては産業用と区別することは少なく、学術研究に利益配分を要求することが多い。その結果、利益配分は相当安直に決められている傾向が強いと思われる。慎重に契約交渉をする場合でも、利益配分の項目の議論を先送りして、アクセス段階では明確にしない場合がある。

大学等の遺伝資源探索研究の中で結ばれた契約²⁹⁾で、利益配分の詳細を含めた例を紹介する。カリフォルニア大バークレー校は、サモアの伝統的知識を利用して、サモアに生育している Mamala (*Homalanthus nutans*) という植物から、抗 AIDS 物質 Prostratin を発見した。この新規化合物の取り扱いについて、カリフォルニア大バークレー校とサモアの間で、この抗 AIDS 化合物とそれを生産する遺伝子に関するアクセスと利益配分契約を締結している³⁰⁾。それによると、カリフォルニア大バークレー校が得た金銭的利益を、カリフォルニア大とサモアで50%：50%に配分することになっている。サモアに分配された利益配分は、更にサモア国内の関係者に分配されるのが特徴である。伝統的知識を保持する村に厚く分配されるだけでなく、その村の伝統的知識保持者である治療師の子孫にも分配される。このように末端の関係者、特に伝統的知識保持者の治療師の子孫まで利益配分を与えることは画期的な考え方であるし、伝統的知識と利益配分の良い例を示しているといえる。

学術探索研究におけるアクセスと利益配分契約問題を解決するには、関連学会を中心に原則あるいはガイドラインを作成し、日本国内だけでなく資源国にも周知徹底すれば、理解が得られやすいのではないかと考える。このような観点で作られたガイドラインの例として、米国国立衛生研究所 (NIH) が作成した Letter of Collection (LOC)³¹⁾ が広く大学などで用いられている。LOC は、米国の研究機関が対癌撲滅政策³²⁾に基づく抗がん物質探索を行なうための遺伝資源探索用に作成された。LOC の特徴として、成果の商用利用への移転から12ヶ月以内に、NIH の技術移転部は資源国の機関と利益配分に関する契約を締結しなければならないとしている点である。更に、利益配分の対象は、直接生物遺伝資源から単離された化合物のみならず、誘導体、類縁体やリード化合物、さらにはそれらの合成方法などにまで及ぶとされている。また、資源国の研究者を教育・訓練をすることが決まっており、また、NIH 内の研究所で行われる抗がん剤探索研究の一部に、資源国の研究者が1年間参加することも可能であるし、資源国が独自に探索研究を行うことも可能である。しかし、抗がん剤等の医薬品を念頭に置いた契約であるので、食品や化粧品では

29) Robert Sanders; "Landmark agreement between Samoa and UC Berkeley could help search for AIDS cure", 29 September 2004, http://berkeley.edu/news/media/releases/2004/09/29_samoa.shtml.

30) Robert Sanders; "Landmark agreement between Samoa and UC Berkeley could help search for AIDS cure", 29 September 2004, http://berkeley.edu/news/media/releases/2004/09/29_samoa.shtml.

31) National Institutes of Health; "Letter of Collection (LOC)", <http://ttc.nci.nih.gov/forms/loc.doc>.

32) Richard Nixon; "Annual Message to the Congress on the State of the Union.", January 22, 1971, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=3110#axzz1zozqxS9n>.

使えない。また、単なる遺伝資源の探索収集し分類研究のような博物学的研究は、全く利益配分に結びつかないので、植物園³³⁾ や学会³⁴⁾ の原則のほうが参考になると思われる。

資源国内での関係者間の利益分配の考え方

アクセスと利益配分は資源国の政府機関と利用国の私企業の間で結ばれることが多い。これは、利用者が、できるだけ権威のある上位機関と契約したほうが後の紛争のために有利になると考えることが理由のひとつである。したがって、資源国の利益配分の受け取り窓口は、契約先である資源国の政府機関になるのは自然の成り行きである。政府機関が得られた利益を直接末端の関係者に分配することは考えにくく、おそらく、一旦政府の収入となり、公共事業等に使われるのが一般的ではないかと考える。南アフリカの Hoodia の例では、南アフリカの CSIR という国立研究機関がライセンス先からライセンス料をもらっていたが、San 族に分配しなかったため問題が発生している。このような PIC/MAT の契約形態では、資源国内の直接利害関係者が利益配分を直接受けたという実感はなく、いつも不満に満ちている。

利用者から得た利益配分を、どのようなメカニズムを作って資源国内関係者の間で分配していくのか、資源国内では重要な問題であると考えられる。この問題を解決しない限り、資源国内の直接関係者に不満が消えることはない。利用者にとっても、資源国内での利益配分を巡る紛争は、常に自身に跳ね返る危険性があり、他人事のように振舞うことは好ましくない。Hoodia の例を考慮して、南アフリカでは、生物多様性法の中で利益配分契約あるいは物質移転契約から得られるすべての金銭は、バイオ探索信託基金³⁵⁾ という信託組織に支払われ、そこから直接関係者に分配するというメカニズムを法制化している。バイオ探索信託基金に支払われたすべての金銭は公共財産管理法の範囲に入る。信託基金の長官は、公共財産管理法に従い基金を管理しなければならないし、法に従って基金に責任を負わなければならない。バイオ探索信託基金は、金銭的利益配分と非金銭的利益配分の仕組みの組み合わせによる運営がなされている。食品業界でも、民間の取組みであるが、Fairtrade のように製品価格の中に直接生産者に支払うメカニズムが構築されている。いわゆるプレミアム価格、加算奨励金あるいは報奨金という制度である。最低価格から分離

33) Royal Botanic Gardens, Kew; Standard institutional ABS policies and agreements, www.kew.org/conservation.

34) Swiss Academy of Science; "Agreement on Access and Benefit Sharing for Non-Commercial Research", http://www.bfn.de/fileadmin/ABS/documents/6C33Ed01_2_.pdf.

35) 南アフリカ共和国生物多様性法第85条：バイオ探索信託基金の設立；

第一項：利益配分契約あるいは物質移転契約から得られるすべての金銭はバイオ探索信託基金に支払われ、そこから利益関係者に分配されるべきである。

第二項：バイオ探索信託基金に支払われたすべての金銭は公共財産管理法の範囲 section 13 (1) (f) (ii) に入るものとみなされる。

第三項：信託基金の長官は(a)規定に従い基金を管理しなければならない (b)公共財産管理法に従って基金に責任を負わなければならない。

した特別な価格であり、生産組織、そのメンバー、生産地域の環境保護、福祉活動、社会改善などに投資するために作られた上乗せ価格といえることができる。生産者に生産協同組合がある場合、プレミアム価格全体が生産者組合の銀行口座に振り込まれ、その用途については組合員により民主的に決定される。実際は、生産者組合が地域社会の健康、教育、飲料水施設などの改良、市場知識の教育、ビジネス方法の改良、自然環境の保護などを自主的に行なう資金となる。

資源国内での公正で衡平な利益配分の適切な実施を行い、すべての直接関係者に利益を受け取った実感を持ってもらうメカニズムを構築するために、利用者も、利益配分を決める契約時にその配分の方法について注文をつけるべきである。特に、持続的生産と安定的供給システムを必要とする化粧品素材や健康食品素材業界では、資源国への継続的な支援が必要であるので、上記のようなメカニズムを提案すべきであると考えられる。すでに、私企業において、環境問題に取り組むため自主的に農業組織を援助する取組みが企業の環境レポート等で見られるが、すでにこのようなメカニズムを運営しているならば、それを更に発展させるような取組みにすればよいのではないかと考える。

アクセス許可付き遺伝資源利用促進に向けた日本企業への提案

日本の遺伝資源利用企業の中には、それぞれ独自に資源国と交渉し、遺伝資源アクセス権を得て、独自の探索研究と開発を行っている会社がある。自社活動の秘密性を考慮した行動である。資源国のアクセス窓口は、経験豊富な政府機関一つであるが、利用企業は、それぞれ個別に交渉に臨まなければならない。政府機関と私企業の間では、なかなか交渉を対等に行うことが難しい上、資源国側の都合で交渉が長引くのが常である。また、その契約内容は企業秘密として公開し共有されることはない。利用企業がアクセス許可を得た遺伝資源のうち、製品まで開発され利益を生むのはおそらくごくわずかであり、残りの大部分は探索済みでデータはあるが、未利用状態になる。未利用では利益を生むことはない。しかし、アクセス権を得ている企業が、他企業に未利用資源を譲り渡すことは、競争の観点から困難であると考えられる。

未利用のアクセス許可付き遺伝資源とその探索データの利用をいかに促進するかは重要な課題となる。そこで、アクセス許可付き遺伝資源を共同で利用できる組織を構築することを提案する。このような前競争的共同体モデルの概略は下記の図3に示した。

個々の組織が持つアクセス許可付き遺伝資源と探索データの統合化、相互利用を促進するのが骨子である。更に、共同体を作ることにより、個々の組織が秘密にしていたアクセス契約経験やノウハウ、資源国との紛争解決経験などの共有化を図ることができるし、共同で解決に参加することも可能になる。そうすれば、経験を積んだ資源国窓口と対等に交渉を行なうことが可能となる。大学等が共同体に参加すれば、その遺伝資源アクセス権を利用することができるだけでなく、大学等は資源国への学術援助が可能となり、大学の国際共同研究を拡大させることが可能になる。

遺伝資源利用共同体モデルのスキームは、組合またはコンソーシアム形式の前競争的な民間推進組織である。特徴は、民間が主体的に資源国と行うことである。参加会社の利益確保を最優先

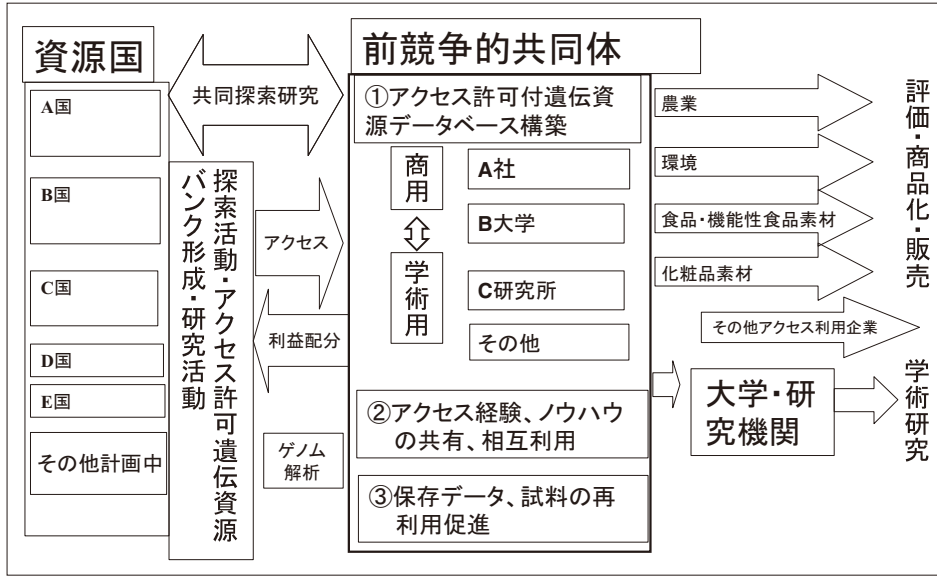


図3 アクセス許可付き遺伝資源利用促進モデル (案)

とするため、優先的アクセス権を設定する。更に、共同体を作ることによって、資源国とのアクセスと利益配分の交渉が、利用国当事者の経験や能力が強化されることによって、今まで以上に容易になる。共同体が資源国との交渉、管理業務を実施することができるようになれば、対資源国への窓口は一つに統一できる。いつも同じ担当者が資源国の同じ窓口担当者と交渉するので、相互の信頼性が高まる効果がある。交渉、紛争の情報交換が安易になり、経験を共有しやすくなる。ただし、国の支援がないので、運営資金不足と交渉が難航する可能性はある。公共性を保つために、公共資金で運営することが必要であるが、まず政府関係者の理解を得なければならない。将来的には、機能性食品等に関連した伝統的知識問題を交渉することも可能になるだろう。

このような前競争的共同体の探索対象は、機能性食品、化粧品素材、花卉・園芸分野に限定し、医薬品関連は除きたい。その理由は、既に医薬品関連の遺伝資源探索ではライセンス形式が運用されているからである。更に、機能性食品、化粧品素材、花卉・園芸分野では、開発コストが低く、成果を比較的短期間で創出することが可能であり、利益配分が短期で達成できる。このことはすでにいくつかのシステムで証明されており、実績がでている。分野別優先権による独占性を確保することが可能なので、利用企業の独占性を満足させることもできる。その間は、成果の権利は共有だが、実施権は原則として利用開発者に帰属する。事業が発展すれば、このような前競争的共同体には、遺伝資源バンク/データベースという財産が残ることになり、遺伝資源バンク/データベースを用いて新たな利用企業にまで拡大することができる。また、契約ノウハウ、資源国とのつながりなどの無形財産も残る。このような前競争的共同体を構築することによって、日本の遺伝資源のアクセスと利益配分を促進し、日本のバイオ産業を活性化することが可能であると信じる。

おわりに

生物多様性条約を巡る諸問題を解決するには、今後も多くの努力と長い年月が必要である。解決に向けた基本姿勢は、各レベルの当事者間のWIN-WINに基づく相互信頼関係の醸成であると考えている。解決に向けたアプローチとして、政治的取組みと企業レベルの実務的な取組みがある。両方とも非常に重要な方法で、片方に偏ることがあってはならない。つまり、民間の取り組みを無視して、政府間だけで妥協することは避けるべきである。

条約という性格上あるいは資源国の主権の権利を巡る問題であるため、政府間の交渉は重要である。政府間交渉には、複雑な状況を分析し最善の方法を探るべく、常に情報収集や分析研究を行うことが必要である。特に、遺伝資源の国際間移動に関する企業の実情について正確な情報を持つことが最も重要である。資源国内の地域の事情が異なり複雑であるため、資源国の中央政府だけを相手に交渉することは危険である。特に遺伝資源と関連する伝統的知識の利益配分を交渉する際には、地方の組織の方が有利な場合がある。

日本との交流に長い歴史を持ち、日本に対する理解のあるアジア地域を中心に取り組む地域戦略が求められる。交渉がまとまるか否かは、背景となる国情に依存するが、幸いにもアジア地域は日本と深い経済交流関係にあるため、交渉相手としてはふさわしいと考える。

実務的な遺伝資源へのアクセス交渉は、主たる課題である利益配分を実際に交渉しているため、現実に資源国が求めている本音についての情報や経験を持つことができる。しかし、この貴重な情報や経験を企業秘密というベールで覆ってしまうことは、利用国としての解決のチャンスを逃すことになる。貴重な情報や経験を持ちより、議論する場が強く求められている。このような場ができ、公共性が高まれば、当事者のみならず政府関係者は貴重な情報を得ることができるはずである。この共同体組織の中では秘密情報は公開されるが、この場から外に出ることはない。一種の前競争的共同体ということができる。しかし、このような場を提案しても、それを実行するには運用資金問題など多くの課題を抱えており、一步一步進めるしか方法はないだろう。賛同者の参加を強く要請する。